

中央労基協 Report

令和2年12月

「中央労働基準監督署年末年始 無災害運動」の実施にあたり

中央労働基準監督署長 工藤 滝光



日頃より皆様方には、当署の行政運営にご理解とともにご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため各種行事が取りやめになるなどして、なかなか皆様方とお会いし意見交換等できる機会がなくなり残念に思っております。

新型コロナウイルス感染症の収束の見込みが立たない中で、経済活動も動き始めており、新型コロナウイルスの影響による管内の企業活動の動向等に注視しながら行政を展開してまいりたいと考えております。

皆様におかれましても、日常生活や通常の仕事の続けながらも、感染拡大を防止しなくてはならないという、大変難しい状況にあるかと思いますが、テレワーク等新たな働き方に取り組んでいただくほか、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、それぞれが、正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

さて、当署管内の労働災害（休業4日以上）による死傷者数は、令和元年は974人であり、平成30年と比較し、76人の減少をみたものの、近年毎年1,000人前後で推移しており、減少傾向が認められない状況が続いております。

本年においては、10月末現在で682人と前年同期と比較し7人減少しているもののほぼ横ばいで、死亡者数は3人で1人の増加となっております。コロナ禍の影響で経済活動が大きく落ち込んだ時期があったことを考えますと決して安心できる数字ではありません。

このような状況の中、慌ただしい年末年始を迎え、更なる労働災害の増加が懸念されることから、今年度も死亡災害の撲滅及び無災害を目指して、12月15日から1月15日の間

『ちょっと待て！その判断大丈夫？ 基本を守って年末年始を無災害』

のスローガンのもと、「中央労働基準監督署年末年始無災害運動」を実施することとしました。

詳しくは当運動の実施要領でご確認していただきたくお願いしますが、これらの取組のほか、厚生労働省では、高齢労働者の労働災害を防止するためのガイドライン「エイジフレンドリーガイドライン」を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促しておりますので、ぜひともご活用いただき、高齢労働者の災害防止対策にも取り組んでいただくようお願いいたします。

最後になりますが、皆様方から寄せられる期待に応えるべく、この年末年始無災害運動の取組をはじめ、本年度も各種施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◆ 令和2年度 中央労働基準監督署長表彰式 を開催 ◆

中央労働基準監督署では令和2年10月14日（水）に「令和2年度 中央労働基準監督署長表彰式」を開催しました。

これまでは全国労働衛生週間準備期間中に開催していた「中央健康推進大会」において、表彰式を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、同大会を中止しましたので、本年度は中央労働基準監督署内での表彰式となりました。

表彰式は密を避けるため、2部制により実施、常時会場内の換気を行うとともに部の合間には使用した設備の除菌などを行い、新型コロナウイルス感染症対策に努めました。



令和2年度 中央労働基準監督署長表彰を受けられた皆様は次のとおりです。

(継続事業場)

- アイング株式会社 様
- 株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸東京店 様
- 株式会社丸井 有楽町マルイ 様

(有期事業場)

- 佐藤工業株式会社 東京支店
二重橋前駅乗降場ほか改良建築工事 様
- 清水建設株式会社 東京支店
(仮称)銀座5丁目計画新築工事 様

(団体)

- 大成建設株式会社 東京支店
(仮称)大手町1-4-2計画 職長会 紅徳会 様

(個人)

- 大久保 正人 様
- 斎藤 仁一 様

中央労働基準監督署年末年始無災害運動を実施します

～ 『ちょっと待て！その判断大丈夫？ 基本を守って年末年始を無災害』 ～

当署管内の労働災害(休業4日以上)による死傷者数は、令和元年是974人であり、平成30年と比較し、76件減少したものの、平成24年以降は毎年1,000人前後で推移しているため、近年において減少傾向は認められません。令和2年においては、10月末現在で682人と前年同期よりも7人減少したが、死亡者数は3人で前年同期と比較し、1人の増加となっています。

本年は、10月末現在、医療業、建設業を中心に、新型コロナウイルス感染症による労働災害が多発している(73件。うち、死亡災害2件)ほか、腰痛災害、製造業における機械・装置等によるはさまれ・巻き込まれ災害、飲食店における転倒災害、加工機械等による切れ・こすれ災害等が数多く発生しています。

このような状況を踏まえ、年末年始における労働災害防止を目的とした「中央労働基準監督署年末年始無災害運動」を、令和2年12月15日から令和3年1月15日まで実施します。

○当署の実施事項

- (1)本運動に係る動画等資料の作成及び局ホームページを活用した周知
- (2)本運動に係る管内事業場への関係資料送付等による推進
- (3)労働災害防止団体及び事業者団体等に対する啓発、広報の実施
- (4)管内の企業(建設現場、区役所等)のデジタルサイネージを活用した本運動の周知

○事業場の実施事項

- (1)経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2)転倒、墜落・転落災害防止及び腰痛予防対策の徹底
- (3)はさまれ・巻き込まれ等災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- (4)建設機械、車両系荷役運搬機械による安全かつ適正な作業の徹底
- (5)墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (6)リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (7)KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (8)年末時期の大掃除等を契機とした4S(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底
- (9)年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (10)火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (11)交通労働災害防止対策の推進
- (12)安全衛生パトロールの実施
- (13)新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の検討及び実施
- (14)化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (15)過重労働による健康障害防止、メンタルヘルス対策等労働者の健康確保対策の推進
- (16)飲酒、睡眠等生活リズムに関する健康指導の実施



本運動の資料については、東京労働局ホームページ(東京労働局>ニュース&トピックス>労働基準監督署からのお知らせ(監督署の一覧)>中央労働基準監督署からのお知らせ)に掲載します。

36 協定届など「署名または押印」廃止へ

「労働基準監督署への届出等の際の押印等の廃止など」を内容とする労働基準法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントによる意見募集が、11月7日に締め切られ、12月中旬には公布される予定です。施行期日は令和3年4月1日とされています。

改正施行規則、省令が公布されましたら、次号以降でお知らせしますが、現在、示されている案の概要は、別添の「労働基準法施行規則等の一部を改正する」省令案について（概要）をご参照ください。主なポイントは次のとおりです。

- 労働基準法施行規則等において、法令上、押印または署名（以下「押印等」）を求めないこととする。
- 労働基準監督署長等への届出の際に押印等求めている省令様式について、押印欄を削除する。
- 押印等を求めている省令様式のうち、「過半数代表者」の記載があるものについて、法定の過半数代表者等に該当する者である旨のチェックボックスを設けるなど所要の改正を行う。

労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和2年10月

厚生労働省労働基準局労働条件政策課
厚生労働省労働基準局賃金課

1. 改正の趣旨

- 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）の規定に基づき使用者に提出を求めている届出等について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、当該届出等の際に使用者及び労働者の押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めないこととする。

※ 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

6. デジタルガバメント分野

（3）新たな取組

<行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し>

各府省は、・・・原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

2. 改正の概要

- 労基法の委任に基づく労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）、事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）及び建設業附属寄宿舍規程（昭和42年労働省令第27号）並びに最賃法の委任に基づく最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）において、法令上押印等を求めないこととするとともに、労働基準監督署

長等への届出等の際に押印等を求めている省令様式について押印欄を削除する。

- 押印等を求めている省令様式のうち、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の記載のあるものについては、労働組合の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数で組織されている旨を、過半数代表者の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数を代表している旨及び当該過半数代表者が労働基準法施行規則第6条の2第1項各号のいずれにも該当する者である旨のチェックボックスを設けることとするほか、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 労基法第32条の2第2項（労基法第32条の3第4項、第32条の4第4項及び第32条の5第3項において準用する場合を含む。）、第36条第1項（労基法第139条第2項、第140条第2項、第141条第4項及び第142条において読み替えて適用する場合を含む。）、第38条の2第3項（第38条の3第2項において準用する場合を含む。）、第38条の4第1項及び第4項、第41条の2第1項及び第2項、第88条並びに第104条の2第1項
- 最賃法第7条

4. 施行期日等

- 公布日：令和2年12月中旬（予定）
- 施行期日：令和3年4月1日

（参考）被改正様式一覧

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

様式	様式名	過半数代表者の記載のあるもの
様式第1号	貯蓄金管理に関する協定届	○
様式第2号	解雇制限・解雇予告除外認定申請書	
様式第3号	解雇予告除外認定申請書	
様式第3号の2	1 箇月単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第3号の3	清算期間が1 箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届	○
様式第4号	1 年単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第5号	1 週間単位の変形労働時間制に関する協定届	○
様式第6号	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書・届	
様式第9号	時間外労働・休日労働に関する協定届	○
様式第9号の2	時間外労働・休日労働に関する協定届 (限度時間を超過して時間外・休日労働を行わせる場合 (特別条項))	○
様式第9号の3	時間外労働・休日労働に関する協定届(新技術・新商品の研究開発業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合)	○

様式	様式名	過半数代表者の記載のあるもの
様式第9号の4	時間外労働・休日労働に関する協定届（適用猶予事業・業務に従事する労働者に時間外・休日労働を行わせる場合）	○
様式第9号の5	時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働に関する協定の内容を付記して届け出る場合）	○
様式第9号の6	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届	○
様式第9号の7	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	○
様式第10号	断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	
様式第11号	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請書	
様式第12号	事業場外労働に関する協定届	○
様式第13号	専門業務型裁量労働制に関する協定届	○
様式第13号の2	企画業務型裁量労働制に関する決議届	○
様式第13号の4	企画業務型裁量労働制に関する報告	
様式第13号の5	休憩自由利用除外許可申請書	
様式第14号	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	
様式第14号の2	高度プロフェッショナル制度に関する決議届	○
様式第14号の3	高度プロフェッショナル制度に関する報告	
様式第14号の4	職業訓練に関する特例許可申請書	
様式第15号	業務傷病に関する重大過失認定申請書	
様式第23号の2	適用事業報告	
様式第24号	預金管理状況報告	

○最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）

様式	様式名	過半数代表者の記載のあるもの
様式第1号	精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第2号	試の使用期間中の者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第3号	基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第4号	軽易な業務に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書	
様式第5号	断続的労働に従事する者の最低賃金の減額の特例許可申請書	

※ 事業附属寄宿舎規程（昭和22年労働省令第7号）、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）及び建設業附属寄宿舎規程（昭和42年労働省令第27号）の様式一覧は省略します。

東京労働局外国人特別相談・支援室は、JR・東京メトロ四ツ谷駅前の外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）※内にあり、外国人材を円滑に活用できるよう、外国人労働者を雇用する事業主等向けのセミナーや訪問支援を実施しています。また、労使を問わず労働条件・安全衛生管理に関する相談を受け付けています。

※ 外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）は、外国人の在留を支援するための政府の多様な窓口が集まって、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。また、外国人在留支援センターに入居する機関が連携して、外国人の在留に関する様々な相談対応や支援施策を実施しています。

【相談内容の例】

- ◆ 解雇、賃金不払、労働時間等、労働基準法や最低賃金法に関する相談。
- ◆ 雇止め、職場のいじめ等、労働基準法違反以外の労使紛争に関する相談。
- ◆ 外国人労働者向けの安全衛生教育用資料・教材・教習機関等の紹介等、安全衛生管理に関する相談。

【対応言語】

日本語、英語、中国語（日によって対応言語が異なります）

【開庁時間】

午前9時00分～午後5時00分

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

【相談方法】

面談、電話による相談のほか、安全衛生管理についてはメールでも相談を受け付けています。外国語の面談相談をご希望の場合は、対応日をあらかじめ電話でご確認ください。

◆所在地 〒160-0004

東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

外国人在留支援センター内（各線四ツ谷駅徒歩1～3分）

◆TEL 0570-011000（FRESC ナビダイヤル※）

※相談機関の番号2を選択後、労働相談は1、安全衛生管理相談は2。

03-5363-3013（一部のIP電話または海外からはこちら）

◆安全衛生管理専用フリーダイヤル 0120-816703（安全衛生以外は非対応）

◆安全衛生管理専用メールアドレス（下記ホームページをご覧ください）

<http://www.toukiren.or.jp/fresc/>

【その他】

◆外国人特別相談・支援室ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/fresc.html>

◆厚生労働省が開設している外国語による労働相談窓口（全国）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

◆労働基準監督署・総合労働相談コーナー（全国）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>

2020年9月1日以降に発生した傷病について
複数の事業場で働いている労働者の方への労災
保険給付が変わりました

【改正のポイント】

- ◇ 複数事業労働者の方やその遺族等の方への労災保険給付は、全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として、保険給付額を決定します。
- ◇ けがや病気が発生したときに、事業主が同一でない複数の事業場で就業している方が対象ですが、
 - ・特別加入されている方(労働者として働きつつ特別加入されている方、複数の特別加入をされている方。)
 - ・けがや病気の原因の発生時に事業主が同一でない複数の事業場で就業していた方も対象です。
- ◇ 脳・心臓疾患や精神障害については、1つの事業場で労災認定できない場合であっても、事業主が同一でない複数の事業場の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられます。

詳しくは厚生労働省のホームページ[複数事業労働者](#)で検索してください。

中央労働基準協会支部 講習会開催予定(令和2年12月～令和3年3月)

令和2年11月24日現在

講習名		受講費 (テキスト・税込)	12月	1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	21,200			定員締切	
	有機溶剤作業主任者技能講習	14,580				10～11日
教 育 別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育 (酸素欠乏症・硫化水素中毒危険作業にかかる特別教育)	9,700			16日	
法 定 講 習 等	安全衛生推進者養成講習	14,030			2～3日	
	衛生推進者養成講習	9,500		26日		15日
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		19～20日		3～4日
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500			10日	
受 験 準 備	衛生管理者試験受験準備講習	第1種3日	(会員)20,000 (非会員)23,000	9～11日		22～24日
		第2種2日	(会員)17,800 (非会員)20,800	9～10日		22～23日
安 全 衛 生 ・ 人 事 労 務 講 習 等	基 礎	【本部開催】労災保険給付の基礎講座	テキスト代のみ		21日	
	実 務	労働基準法等実務講座【2回セット】	(会員)6,000 (非会員)9,000	定員締切		
		雇用保険実務講座	(会員)2,000 (非会員)4,000			15日

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会は、除く。)